

令和5年5月25日
5福保指指第114号

定 款

社会福祉法人 村 山 苑

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスを必要とするすべての人々に、その人の人格の尊厳を守り、その人の環境、年齢及び心身の状況に応じて本来的な生活を築き、生命の輝きを見出すことのできるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 救護施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営
- (ハ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業の経営
- (チ) 認定生活困窮者就労訓練事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人村山苑という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、障害者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都東村山市富士見町2丁目7番地5に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が700,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事、並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置き、その都度評議員の互選で定める。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わること

ができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 四 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 7名以上
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。
 - 4 前項の副理事長及び常務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
 - 5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(顧問)

- 第18条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、評議員会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲以内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

3 理事会に議長を置き、議長は理事長をもってあてる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 東京都東村山市富士見町2丁目2番地2所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺2階建保育所 つぼみ保育園園舎
1棟(延1,508.84平方メートル)
- (2) 東京都東村山市富士見町2丁目2番地2所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建便所
1棟(6.05平方メートル)
- (3) 東京都東村山市富士見町2丁目7番地10所在の鉄筋コンクリート造スレート葺2階建救護施設 村山荘訓練棟
1棟(延732.76平方メートル)
- (4) 東京都東村山市富士見町2丁目7番地10所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建特別養護老人ホーム ハトホーム園舎
1棟(延4,335.72平方メートル)
- (5) 東京都東村山市富士見町2丁目7番地10所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建保育所 ふじみ保育園園舎
1棟(延719.04平方メートル)
- (6) 東京都東村山市富士見町2丁目7番地10所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 倉庫兼便所
1棟(10.00平方メートル)
- (7) 東京都東村山市富士見町2丁目7番地11所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造・陸屋根2階建救護施設 さつき荘園舎
1棟(延1,388.91平方メートル)
- (8) 東京都東村山市富士見町2丁目7番地10所在の鉄筋コンクリート造陸屋根6

- 階建 村山苑福祉センター（救護施設村山荘・障害者支援施設福祉事業センター
共同 園舎） 1棟（延3, 305.94平方メートル）
- (9) 東京都東村山市本町3丁目43番地1所在の鉄筋コンクリート造・コンクリート・陸屋根2階建（ほんちょう保育園・高齢者福祉施設ほんちょうケアセンター
共同 園舎） 1棟（延1, 586.16平方メートル）
- (10) 東京都東村山市富士見町2丁目7番地10所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造陸
屋根2階建（第2ハトホーム園舎） 1棟（延4, 231.12平方メートル）
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 障害者委託訓練事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人村山苑の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後直ちに改選するものとする。

理事長	吉田 浅一
常務理事	宇田 浅吉
理事	前田 慎
理事	武田 武男
理事	井滝 荘吉
理事	一ノ瀬語参次

附 則 2

平成10年12月14日付、定款変更認可申請にかかる理事定数の変更に伴い選任される理事の任期は、定款第11条（役員の任期）の規定に関わらず、平成12年3月31日までとする。

附 則 3

平成14年2月14日付定款変更認可申請に係る評議員会新設に伴い、選任される評議員の任期は、定款第19条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

昭和27年6月18日	組織変更認可	厚生省社第450号
昭和28年5月30日	一部変更認可	厚生省社第105号
昭和30年1月20日	一部変更認可	厚生省社第18号
昭和35年12月1日	一部変更認可	厚生省社第393号
昭和36年4月24日	一部変更認可	厚生省社第125号
昭和41年7月25日	一部変更認可	厚生省社第304号
昭和42年10月19日	一部変更認可	厚生省社第376号
昭和44年6月2日	一部変更認可	厚生省社第289号
昭和46年1月20日	一部変更認可	厚生省社第13号
昭和48年3月31日	一部変更認可	厚生省社第360号
昭和48年6月8日	一部変更認可	厚生省社第547号
昭和52年3月16日	一部変更認可	厚生省社第200号
昭和54年1月24日	一部変更認可	厚生省社第17号
昭和55年3月4日	一部変更認可	厚生省社第267号
昭和55年9月18日	一部変更認可	厚生省社第820号
昭和56年5月8日	一部変更認可	厚生省社第493号

昭和57年6月17日	一部変更認可	厚生省社第617号
昭和58年12月16日	一部変更認可	厚生省社第860号
昭和59年12月7日	一部変更認可	厚生省社第1015号
昭和60年9月4日	一部変更認可	60福指一第386号
昭和61年4月16日	一部変更認可	厚生省社第378号
昭和62年3月31日	一部変更認可	厚生省社第399号
昭和63年6月16日	一部変更認可	63福指一第171号
平成元年4月27日	一部変更認可	63福指一第1048号
平成2年11月29日	一部変更認可	2福指指第119号
平成5年10月18日	一部変更認可	5福指指第403号
平成7年3月30日	一部変更認可	6福指指第1064号
平成8年1月5日	一部変更認可	7福地推第532号
平成9年5月13日	一部変更認可	8福地推第857号
平成9年11月4日	一部変更認可	9福地推第405号
平成10年4月20日	一部変更認可	9福地推第919号
平成10年12月22日	一部変更認可	10福地推第697号
平成12年3月21日	一部変更認可	11福地推第898号
平成13年3月28日	一部変更認可	12福地推第1032号
平成14年3月4日	一部変更認可	13福総監第947号
平成15年2月5日	一部変更認可	14福総監第839号
平成17年3月9日	一部変更認可	16福保指指第893号
平成17年8月9日	一部変更認可	17福保指指第520号
平成18年9月6日	一部変更認可	18福保指指第593号
平成18年10月10日	一部変更認可	18福保指指第698号
平成19年5月28日	一部変更認可	19福保指指第202号
平成20年1月23日	一部変更認可	19福保指指第1028号
平成20年7月16日	一部変更認可	20福保指指第407号
平成22年1月15日	一部変更認可	21福保指指第1151号
平成23年2月17日	一部変更認可	22福保指指第1119号
平成23年8月5日	一部変更認可	23福保指指第421号
平成25年8月9日	一部変更認可	25東健地発第13号
平成25年12月20日	一部変更認可	25東健地発第37号
平成27年6月10日	一部変更認可	27東健地発第6号
平成28年5月10日	一部変更認可	28福保指指第89号
平成29年1月5日	一部変更認可	28福保指指第904号
平成29年5月22日	一部変更認可	29福保指指第185号

平成 29 年 7 月 21 日	一部変更認可	29 福保指指第 366 号
平成 31 年 3 月 20 日	一部変更認可	30 福保指指第 989 号
令和 2 年 3 月 31 日	一部変更認可	31 福保指指第 977 号
令和 3 年 5 月 28 日	一部変更認可	3 福保指指第 147 号
令和 5 年 2 月 24 日	一部変更認可	4 福保指指第 686 号
令和 5 年 5 月 25 日	一部変更認可	5 福保指指第 114 号